

# 相続放棄・限定承認の申述の有無等の照会について

神戸家庭裁判所

## 第1 照会先の家庭裁判所について

相続放棄・限定承認の申述は、被相続人（亡くなられた方）の最後の住所地（住民票上の住所地）を管轄区域とする家庭裁判所で取り扱われるため、この照会書等の提出先は、被相続人の住民票上の住所地を管轄する家庭裁判所になります。

この照会手続における主な必要書類等は後記のとおりですが、詳細については提出先の家庭裁判所にお問い合わせください。

### 神戸家庭裁判所(本庁)

1 所在地，電話番号

〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町3丁目46番1号

家事訟廷記録係 電話番号 078-521-5941（直通）

2 管轄区域

神戸市，三木市，三田市

※被相続人の最後の住所が神戸市西区の場合には，神戸家裁本庁と明石支部と両方に照会書を提出してください。どちらか一方にしか提出しない場合には，回答までの時間を通常より長く要します。

### 神戸家庭裁判所 尼崎支部

1 所在地，電話番号

〒661-0026 兵庫県尼崎市水堂町3-2-34

電話番号 06-6438-3781（代表）

2 管轄区域

尼崎市，西宮市，芦屋市

### 神戸家庭裁判所 伊丹支部

1 所在地，電話番号

〒664-8545 兵庫県伊丹市千僧1-47-1

電話番号 072-779-3074 (代表)

2 管轄区域

伊丹市，宝塚市，川西市，川辺郡猪名川町

### 神戸家庭裁判所 明石支部

1 所在地，電話番号

〒673-0881 兵庫県明石市天文町2-2-18

電話番号 078-912-3233 (代表)

2 管轄区域

明石市，神戸市西区

※被相続人の最後の住所が神戸市西区の場合には，神戸家裁本庁と明石支部と両方に照会書を提出してください。どちらか一方にしか提出しない場合には，回答までの時間を通常より長く要します。

### 神戸家庭裁判所 柏原支部

1 所在地，電話番号

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原439

電話番号 0795-72-0155 (代表)

2 管轄区域

丹波市，丹波篠山市

### 神戸家庭裁判所 姫路支部

1 所在地，電話番号

〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-250

電話番号 079-281-2080 (直通)

2 管轄区域

姫路市，相生市，赤穂市，赤穂郡上郡町，朝来市生野町，神崎郡（福崎町，市川町，神河町），加古川市，高砂市，加古郡（播磨町，稲美町）

### **神戸家庭裁判所 社支部**

1 所在地，電話番号

〒673-1431 兵庫県加東市社490-2

電話番号 0795-42-0123（代表）

2 管轄区域

西脇市，小野市，加西市，加東市，多可郡多可町

### **神戸家庭裁判所 龍野支部**

1 所在地，電話番号

〒679-4179 兵庫県たつの市龍野町上霞城131

電話番号 0791-63-3920（代表）

2 管轄区域

たつの市，宍粟市，佐用郡佐用町，揖保郡太子町

### **神戸家庭裁判所 豊岡支部**

1 所在地，電話番号

〒668-0042 兵庫県豊岡市京町12-81

電話番号 0796-22-2881（代表）

2 管轄区域

豊岡市，養父市，朝来市（和田山町，山東町，朝来町），美方郡香美町（村岡区）

### **神戸家庭裁判所 洲本支部**

1 所在地，電話番号

〒656-0024 兵庫県洲本市山手1-1-18

電話番号 0799-25-2332（代表）

2 管轄区域

洲本市，淡路市，南あわじ市

## 神戸家庭裁判所 浜坂出張所

### 1 所在地，電話番号

〒669-6701 兵庫県美方郡新温泉町芦屋6-1

電話番号 0796-82-1169 (代表)

### 2 管轄区域

美方郡新温泉町，美方郡香美町 (小代区，香住区)

## 第2 必要書類等について

### 【相続人からの申請の場合】

#### 1 申請書

「照会書」及び「目録」に必要事項を記載し，照会者（申請者）の印（認め印で可）を押印してください。「目録」の被相続人欄や相続人氏名欄には，必ず戸籍の記載どおり，正確に記載してください。

#### 2 照会者(申請者)自身の住民票あるいは身分証明書（運転免許証，パスポート等）のコピー

#### 3 利害関係疎明資料（いずれもコピーで可，原本の添付不要）

##### (1) 被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍)謄本

外国籍の場合は，住民票（除票）

##### (2) 被相続人の住民票(除票)あるいは戸籍附票

##### (3) 照会者(申請者)の現在の戸籍謄本

##### (4) 上記(1)及び(3)で被相続人と照会者（申請者）との関係がわからない場合（申請者が被相続人の甥姪の場合等）には，さらに，**つながりを確認できるだけの戸籍謄本(改製原戸籍謄本等)**

#### 4 委任状（弁護士に委任している場合）原本

※弁護士以外の方は代理人になれません。

## 5 回答書返送用の封筒

住所及び宛名を記載してください。

※送付先を申請者住所以外の場所（司法書士事務所等）に希望する場合は、照会書の「回答送付先」欄あるいは別途用紙に送付先を記載してください。

## 6 返送用の郵便切手84円切手 1枚（普通郵便の場合）

上記5の返送用封筒に切手を貼ってください。

### 【債権者等からの申請の場合】

#### 1 申請書

「照会書」及び「目録」に必要事項を記載し、照会者（申請者）の印を押印してください（個人の場合は、認め印で可。法人の場合は、会社代表者の職印が必要。）。

「目録」の被相続人欄や相続人氏名欄には、必ず戸籍の記載どおり、正確に記載してください。

#### 2 照会者(申請者)の資格証明書 原本（法人の場合）

原本還付を希望される場合には、原本とともにコピーを提出してください。

（照合の上で、原本をお返しいたしますので、重さに応じた郵便切手を追加で同封してください。）

#### 3 照会者(申請者)自身の住民票あるいは身分証明書（運転免許証，パスポート等）のコピー（個人の場合）

#### 4 利害関係疎明資料（いずれもコピーで可，原本の添付不要）

(1) 被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍)謄本

外国籍の場合は、住民票（除票）

(2) 被相続人の住民票(除票)あるいは戸籍附票

(3) 債権者であることを証する資料(契約書等)

・債権回収会社からの申請の場合は、債権回収に関する委託証明書

も必要

- ・契約時から法人の合併や商号変更がされている場合や債権譲渡により債権者が変更している場合は、それを証する書面（法人の登記事項証明書や債権譲渡通知書等）も必要

#### 5 委任状（弁護士に委任している場合） 原本

※弁護士以外の方は代理人になれません。

#### 6 回答書返送用の封筒

住所及び宛名を記載してください。

※送付先を申請者住所以外の場所（司法書士事務所等）に希望する場合は、照会書の「回答送付先」欄あるいは別途用紙に送付先を記載してください。

#### 7 返送用の郵便切手84円切手 1枚（普通郵便の場合）

上記6の返送用封筒に切手を貼ってください。

**※原本還付を希望する書類(資格証明)等がある場合には、重さに応じた切手を追加して貼ってください。**

### 第3 同一の被相続人について再度照会する場合について

当裁判所からの前回の回答書コピーを添付していただければ、利害関係疎明資料及び資格証明書の添付を省略していただいて差し支えありません。

ただし、前回の回答書の日付から1年以上経過している場合には、改めて全ての資料を添付してください。1年を経過していなくとも、前回の照会時から法人代表者が変更している場合は、資格証明書を改めて添付してください。

### 第4 その他

- 1 手数料は無料です。
- 2 回答までに要する期間は1～2週間ですが、被相続人の死亡年度によっては1か月程度かかることもあります。**直接来庁して申請いただいても、申請書類を受**

領するのみで、基本的にはその場で回答することはできませんので御了承ください。

- 3 被相続人の死亡年度によっては、調査期間に限りがあり、各裁判所ごとに調査期間が異なりますので御了承ください。調査期間の詳細については、提出先の家庭裁判所にお問い合わせください。

なお、申述がなされた後30年を経過しているものについては、審判書原本及び記録が保存期間満了のため、原則として照会に応じられません。

以 上